

東日本税理士法人

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 2 - 27 - 17
TEL 03-5951-0707 FAX 03-5951-0710

整形外科医院経営のための税務対策 第4回

診療所の税務調査とチェックポイント

長 隆 東日本税理士法人 / 代表社員・税理士
塩谷 満 東日本税理士法人 / 社員・税理士

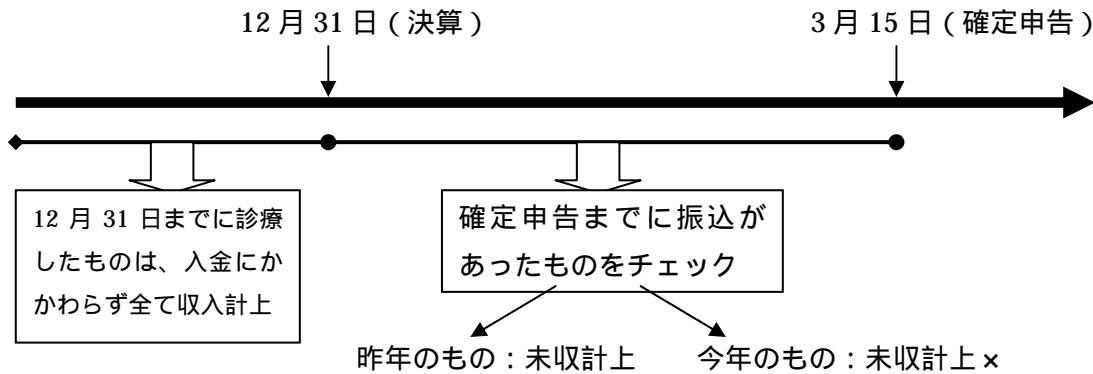
国税庁の発表では、2002 事務年度の税務調査における整形外科医の所得の申告漏れは、1 件あたり988万円、追徴税額は1件当たり337万円とされており、この数字は、申告漏れ所得金額が高額な上位10業種の第10位となっています。申告漏れは経理上のケアレスミス、または課税逃れによって生じるものでありますが、税務調査において指摘されるポイントを抑え、ミスを減らすことができれば余計な税金を負担する必要はありません。また、税務調査による修正申告によって支払う罰金(付帯税)についても、よく理解しなければ、多額の追徴税額を負担することとなります。今回は、税務調査におけるチェックポイントをご説明いたします。

税務調査における科目ごとのチェックポイント

医業収入

整形外科医院の医業収入は、窓口での患者自己負担を除き、そのほとんどが預金への振込により入金されます。よって、現金による収入の計上漏れが生じる可能性はほとんどありませんが、決算月において本来収入に計上すべきものを失念していたことによって修正申告を行うケースがみられます。具体的には、自賠責保険の請求につき、診療は決算期末までに終了していたけれども、保険会社へ請求を行っていないものがあつた、保険会社へ請求はしたが、担当者の不備により処理されていなかったものについて入金があつたと思ひ込み、未収入金の計上を忘れていた、などが挙げられます。決算期末までに診療行為を行ったものについては、入金があつたか否かにかかわらず、必ず収入を計上することとなりますので注意をしてください。

図1



また、学校医や健康診断の収入についても同じことがいえますので、決算後に振込入金があったものについては、それが昨年の収入なのか今年の収入なのかの確認が必要です。

医業費用

材料費

院内処方医院では、決算での在庫計上が問題となるケースがあります。決算でのミスが多い事項としては、以下のようなものが挙げられます。

- ・ 在庫の単価に誤りがある(棚卸資産の法定評価方法は、最終仕入原価法す。これは、最後に仕入れをした単価をもって期末棚卸の単価とする方法です。)
- ・ 在庫の単価に消費税が含まれていない

給与費～親族への給与(役員報酬、青色専従者給与)

勤務実態が不明確な親族への給与は、税務調査においても頻繁に問題として指摘されます。まったく勤務をしていないのは問題外ですが、度々出勤してくる場合や法人の理事に就任している場合などについては、その働きの度合いに応じて給与を支給することは可能です。税務調査では、仕事の実態が具体的にわかるよう資料の提出を求めてきますので、その職務内容につき合理的に説明するための準備が必要です。

例えば、法人の理事であれば理事会での発言内容、職務執行の報告などを議事録に記載するなど挙げられます。その給与の金額については、法人税法では同地域、同規模のクリニックの給与水準に照らして算定するとしていますが、その医院によって職務内容や事情は変わりますので、一概に「この金額が適正である」とは判断できません。税務調査で役員報酬が高額であるというような指摘があったとしても、調査官が合理的な理由を明示しない場合には、修正申告を即座に行う必要はないでしょう。

減価償却費、修繕費

医院が減価償却資産を取得した場合には、毎期減価償却を行うこととなりますが、税務調査では、この減価償却が適正に行われているかを以下のように確認します。

- ・ その減価償却資産が実際に事業の用に供されているか(自家用となっていないか)

- ・ 減価償却資産の耐用年数は適正か(特に医療機械の耐用年数は通達に明示されていないので、注意すること)
- ・ 減価償却資産として処理すべきものが消耗品費などに計上されていないか
また、修繕費については、その修繕費が原状回復のための費用か否かが特に問われることとなりますので、修繕前の状況を写真などに撮っておくことが望ましいでしょう。

交際費

交際費は、接待、供応、慰安、贈答のための支出です。法人では、その支出金額が400万円以下(出資金が1億円以下の法人の場合)であれば、その90%が経費となります。個人医院では、事業の用に必要である場合にはその全額が必要経費となります。しかし、接待相手や支出先が不明朗な場合には、調査でも特に厳しく追及されることとなります。もし、交際費が院長の個人的費用の振り替えとして認定されれば、個人医院の場合、その経費は必要経費となりませんし、法人の場合には役員賞与として処理され、経費にならないのみならず源泉徴収も必要となり、重い罰金が課されます。また、交際費に該当するものが他の科目(会議費、福利厚生費など)で処理されている可能性についても注意しましょう。

福利厚生費、旅費交通費

福利厚生費は、従業員に対する食事、社宅などが所得税法の基本通達に合致しているかどうか問われます。

- ・ 食事:合理的な理由がないのに無償で支給している、従業員の負担金額
- ・ 社宅:役員と従業員の取り扱いの違い、適正な個人負担金額の確認が著しく定額

旅費交通費は、出張があった場合の精算状況、定額で渡し切りになっている旅費交通費などの適正性が問われますので、旅行内容などが説明できるよう証拠書類の整理が必要です。また旅費規定があれば、日当が公正な基準で支給されていることを証明することができるでしょう。

付帯税について

税務調査が終了し、追徴の税額が発生した場合には、修正した本税に加えて、罰則金である加算税や納税の延滞利息に相当する延滞税などの付帯税を支払うこととなります。また、仮装隠ぺいがあった場合となかった場合ではその取り扱いが大きく異なります。

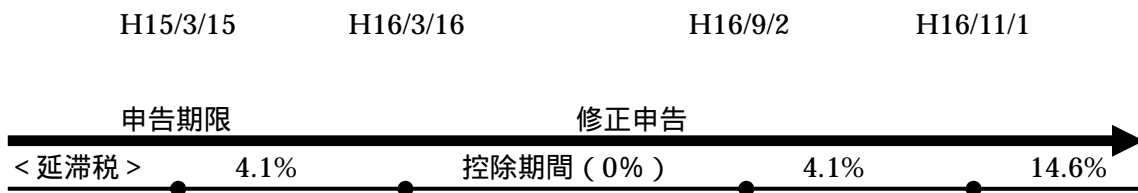
<表1 過少申告加算税と重加算税の取り扱い>

税目	内容	追徴税額
過少申告加算税	修正申告又は更正があった場合	修正税額の10%
重加算税	仮装隠ぺいがあった場合	仮装隠ぺいに係る修正税額の35%

延滞税

延滞税は、納付遅延の利息に相当する税金として付加課税されます。仮装隠ぺいがない場合には、申告期限の翌日から1年間と修正申告日から2ヶ月の期間は、修正税額に対して4.1%、修正申告日から2ヶ月を超える期間は14.6%の延滞税が修正税額に対して賦課されます。(図2a)仮装隠ぺいがあった場合には、仮装隠ぺいの所得に対する税額に申告期限の翌日から2ヶ月の期間に対して4.1%、2ヶ月を超える期間に対して14.6%の延滞税が賦課されます。(図2b)

<図2 a 仮装隠ぺいがない場合>



<図2 b 仮装隠ぺいがあった場合>

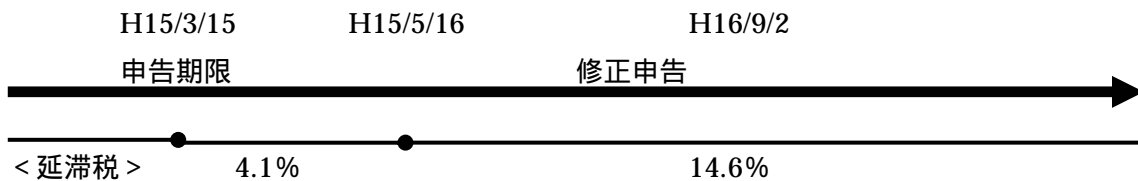


図2に示すように、仮装隠ぺいがない場合には延滞税の利率は4.1%が原則であり、修正申告と同時に追加納付を行えば1年間のみの負担ですみますが、仮装隠ぺいがあった場合には法定納期限から2ヶ月を超える期間のすべてについて、14.6%の延滞税を負担することとなります。したがって、仮装隠ぺい行為に対する罰金は、非常に重く規定されています。

更正の期間

納税者の税額などの計算が誤っている場合や、税額・課税標準などの計算が税務調査で確認した結果と異なるときは、税務署長らは納税者に対し更正を行うこととされています。これは、修正申告と異なり、申告税額を課税庁側が確定する手続をいい、更正ができる期間も法律で定められています。

<表2 更正期間>

	更正期間
仮装隠ぺいがない場合	3年
仮装隠ぺいがある場合	7年

仮装隠ぺい行為とは

上記のとおり、納税者に仮装または隠ぺい行為があった場合には、加算税、延滞税、更正の期間につき、過重の罰則を負担しなければなりません。しかし仮装隠ぺい行為がなければ、税務署長が更正できる期間は3年間となり、延滞税の負担も4.1%となります。よって、仮装隠ぺい行為が発生しないよう医院の業務運営が行われることが重要です。

<表3 仮装隠ぺい行為の例>

- ・ 二重帳簿を作成している
- ・ 帳簿その他決算に係のある書類を破棄又は隠匿している
- ・ 帳簿書類等の改ざん、虚偽記載等仮装経理を行っている
- ・ 簿外収入がある(意図的でなくとも隠ぺい行為の対象となる。)
- ・ 架空経費などにより利益を圧縮している